

別紙1

令和7年9月1日時点

受配施設	食数（食）	食缶数（個）
森中央小学校	199	9
塙脇小学校	306	13
小田小学校	8	1
北山田小学校	94	7
八幡小学校	33	3
吉後小学校	4	1
くす星翔中学校	341	14
くす若草小中学校	27	1
学校給食センター	20	1
合計	1,032	50

※現在、森幼稚園は休園中

業務分担区分表

区分	業務内容	町	受託者
給食管理	献立作成	<input type="radio"/>	
	栄養指導	<input type="radio"/>	
	給食数等必要な事項の連絡	<input type="radio"/>	
	給食調理指示書の作成	<input type="radio"/>	
	給食費管理業務	<input type="radio"/>	
	調理従事者の個人別健康観察報告書の記入		<input type="radio"/>
	調理従事者の個人別健康観察報告書の確認	<input type="radio"/>	
	月末物資在庫量確認・報告		<input type="radio"/>
	作業工程表、作業動線図の作成		<input type="radio"/>
調理作業	作業工程表、作業動線図の確認	<input type="radio"/>	
	調理業務（学校行事等含む）		<input type="radio"/>
	調理の検査（中間及び出来上がり検査）		<input type="radio"/>
	配缶業務及び配送車両への積み込み業務		<input type="radio"/>
	食缶・調理用器具類等の洗浄・消毒		<input type="radio"/>
食材（精米及び混ぜご飯の原材料）管理	保存食の保存（原材料及び調理済食品）		<input type="radio"/>
	食材の購入	<input type="radio"/>	
	食材の検収		<input type="radio"/>
配送車両の管理	食材の保管		<input type="radio"/>
	配送車両の保有		<input type="radio"/>
	配送車両の点検・管理		<input type="radio"/>
	配送車両の保守・維持・修繕		<input type="radio"/>
	配送車両の配送記録の記入		<input type="radio"/>
業務管理	配送車両の運行記録の確認	<input type="radio"/>	
	従事者の勤務管理		<input type="radio"/>
	従事者業務分担の決定		<input type="radio"/>
衛生管理	従事者業務分担の確認	<input type="radio"/>	
	食材の衛生管理		<input type="radio"/>
	使用水の検査		<input type="radio"/>
	従事者の衣服等の清潔保持		<input type="radio"/>
	給食日常点検表の記入・報告		<input type="radio"/>
	従事者の研修		<input type="radio"/>
	定期健康診断の実施及び報告		<input type="radio"/>
	定期健康診断の実施の確認	<input type="radio"/>	
	腸内細菌検査（月2回）の実施及び報告		<input type="radio"/>
労働安全衛生	腸内細菌検査（月2回）の実施の確認	<input type="radio"/>	
	生産物賠償責任保険の加入		<input type="radio"/>
配送及び回収	労災事故防止対策		<input type="radio"/>
	労災保険等の加入		<input type="radio"/>
配送、回収			<input type="radio"/>

別紙3

炊飯加工規格

1. 炊飯

炊飯は給食日の朝から開始しなければならない。

使用精米量（基本）

区分		精米g/人	ご飯g/人
幼稚園		55.80	125
小学校	1年	58.04	130
	2年	62.50	140
	3年	66.96	150
	4年	71.43	160
	5年	75.89	170
	6年	80.36	180
中学校		89.29	200
給食センター		89.29	200

2. 精米に対しての炊き上がりの米飯の量目

精米の重量に対して150%の加水をした場合、2.24倍以上であること。

3. 米飯の温度

食缶で納入された米飯は、配食前開缶時の温度が原則60°C以上を保っていること。

4. その他

献立内容等により、使用量を変更する場合があります。

本規格以外で炊飯する場合は、給食センターと事前協議を行い承諾を得ること。

米飯配達業務対象施設

配送先	所在地	配送する食缶	ホーム の形状	ホーム の高さ	備考
森中央小学校	玖珠町大字森1番地の1	同学校	セメント製	55cm	
塚脇小学校	玖珠町大字塚脇198番地	同学校	セメント製	60cm	
くす星翔中学校	玖珠町大字帆足505番地	同学校	セメント製	80cm	
学校給食センター	玖珠町大字帆足2195番地の2	小田小学校 北山田小学校 八幡小学校 古後小学校 くす若草小中学校 学校給食センター	セメント製	70cm	

別紙5

配送車両

ア 車両台数

1台以上 ※配送対象施設へ配送できる車両とすること。

イ 装備品等

①食缶を収納するコンテナ又はボックス等は、給食の安全性及び衛生面に十分配慮したものとする。

②玖珠町給食センター及び業務対象の配膳室において、食缶の搬入を速やかに行うことができるよう工夫すること。

③給食配送時のボックス等内部温度を計測することができるよう、ボックス等後部に、正確に計測することができる温度計を取り付けること。

ウ 配送車両管理等

①配送車両の保管及び管理は適切に行い、常に清潔な状態に保つこと。

②円滑に業務を処理することができるよう、常に配送車両の整備を行っておくこと。

③配送車両に故障等が発生した場合は、業務の処理に支障がないよう、速やかに措置すること。

④配送車両（配送車両の清掃に係る洗剤、モップ等を含む。）に係る費用は、受託者とする。

⑤玖珠町は、配送車両を隨時点検し、不備と認めるものについては、受託者の負担により、その取替え又は修理を命ずることができる。この場合において、受託者は、直ちに従わなければならない。

エ 使用制限

配送車両は、玖珠町の給食配送業務以外に使用する場合は、玖珠町の承諾を得なければならない。

オ 自動車保険等

配送車両について、次に掲げる内容の任意保険の契約を締結し、その保険証券の写しを提出すること。

・対人賠償 無制限

・対物賠償 2, 000万円

カ 車両の登録

配送車両は、事前に、玖珠町の給食配送業務に適合している車両であることについての確認を受けること。また、毎年度、玖珠町が指定する日（原則として、各年度4月の業務開始日の1週間前）までに、自動車検査証の写しを提出すること。